

総社市告示第23号

総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施要綱（平成28年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（<u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。</u>）</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（<u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。</u>）</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第35条第1項の規定による認定（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合にあつては、</u>省令第25条第2項（省令第28条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定</p>	<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（<u>法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。</u>）</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（<u>法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。</u>）</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第30条第1項の規定による認定（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合にあつては、</u>省令第25条第2項（省令第28条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定</p>

改正後	改正前
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。以下「計画認定通知書」という。)の写し及び検査済証(当該申請に係る建築物に係るものに限る。)の写し</p> <p>(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定による認定(同法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。)を受けた場合にあつては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項(同令第46条において準用する場合を含む。)の通知書(当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画(同法第56条の認定低炭素建築物新築等計画をいう。)に適合している場合に限る。)の写し及び検査済証(当該申請に係る建築物に係るものに限る。)の写し</p> <p>(6)及び(7)略 (構造計算適合性判定の準用)</p> <p>第3条 法第34条第1項の規定による認定の申請をするもの(以下「計画認定申請者」という。)が、法第35条第2項の規定による申出(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)をする場合は、建築基準法第6条の3及び第18条第4項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項及び第18条第11項中「当該建築主事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略 (事前審査)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に定める適合証は、当該申請に係る計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類であること。</p> <p>3 法第41条第1項の規定による認定の申請をするもの(以下「基準適合認定申請者」という。)は、市長に申請書を提出する前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。</p> <p>4 略 (申請取下届)</p> <p>第5条 略</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。以下「計画認定通知書」という。)の写し及び検査済証(当該申請に係る建築物に係るものに限る。)の写し</p> <p>(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定による認定(法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。)を受けた場合にあつては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項(同令第46条において準用する場合を含む。)の通知書(当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画(同法第56条の認定低炭素建築物新築等計画をいう。)に適合している場合に限る。)の写し及び検査済証(当該申請に係る建築物に係るものに限る。)の写し</p> <p>(6)及び(7)略 (構造計算適合性判定の準用)</p> <p>第3条 法第29条第1項の規定による認定の申請をするもの(以下「計画認定申請者」という。)が、法第30条第2項の規定による申出(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)をする場合は、建築基準法第6条の3及び第18条第4項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項及び第18条第11項中「当該建築主事」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略 (事前審査)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に定める適合証は、当該申請に係る計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類であること。</p> <p>3 法第36条第1項の規定による認定の申請をするもの(以下「基準適合認定申請者」という。)は、市長に申請書を提出する前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。</p> <p>4 略 (申請取下届)</p> <p>第5条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 基準適合認定申請者は、<u>法第41条</u>第2項の規定による認定（以下「基準適合認定」という。）を受ける前に申請を取り下げるときは、申請取下届を市長に提出しなければならない。</p> <p>（完了の報告等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>法第37条</u>の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物状況報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第43条</u>の規定により市長から報告を求められたものは、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する状況報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（改善命令）</p> <p>第9条 市長は、<u>法第38条</u>の規定による改善命令が必要であると認めるときは、改善命令書により行うものとする。</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第10条 市長は、<u>法第39条</u>又は<u>第42条</u>の規定による認定の取消しが必要であると認めるときは、認定取消通知書により行うものとする。</p>	<p>2 基準適合認定申請者は、<u>法第36条</u>第2項の規定による認定（以下「基準適合認定」という。）を受ける前に申請を取り下げるときは、申請取下届を市長に提出しなければならない。</p> <p>（完了の報告等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>法第32条</u>の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物状況報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第38条</u>の規定により市長から報告を求められたものは、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する状況報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（改善命令）</p> <p>第9条 市長は、<u>法第33条</u>の規定による改善命令が必要であると認めるときは、改善命令書により行うものとする。</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第10条 市長は、<u>法第34条の規定</u>又は<u>法第37条</u>の規定による認定の取消しが必要であると認めるときは、認定取消通知書により行うものとする。</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。